

造林・保育関係補助金制度の概要（令和5年度版）

国・県の補助金（自力作業可）※森林経営計画等の策定が必要です。		高山市の補助金（国・県の補助金に嵩上げ）	
間伐	<p>◇保育(伐捨)間伐 対象：3～12齢級(11～60年生)の人工林 1団地1申請あたり5ha以上かつ10m/ha以上搬出があること ★補助率及び補助金額（間伐率：30%以上実施） 236,000円/ha×68%=160,480円/ha ※3～5齢級を越えても、胸高直径18cm未満の場合対象となります。気象災害等による不良木等の淘汰については、12齢級まで対応可能です。</p> <p>◇利用間伐 対象：3～12齢級(11～60年生)の人工林 ★補助率及び補助金額（間伐率：30%以上実施） 10未満(m/ha)→192,000円/ha×68%=130,560円/ha 10～20(m/ha)→256,100円/ha×68%=174,148円/ha 20～30(m/ha)→320,200円/ha×68%=217,736円/ha 30～40(m/ha)→384,300円/ha×68%=261,324円/ha 40～50(m/ha)→448,400円/ha×68%=304,912円/ha 50～60(m/ha)→512,600円/ha×68%=348,568円/ha 60～70(m/ha)→576,700円/ha×68%=392,156円/ha 70～80(m/ha)→640,800円/ha×68%=435,744円/ha 80～90(m/ha)→704,900円/ha×68%=503,812円/ha 90～(m/ha)→769,100円/ha×68%=522,988円/ha ※過密林間伐(13～18齢級)の利用間伐も補助対象となります。 ※除伐、間伐実施後その翌年度から5年以上経過しなければ補助金が交付されません。(単価は、定性間伐・車輻系搬出を参考にしています。)</p>	間伐	<p>森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が行う間伐事業について補助し、所有者の負担金を軽減しています。なお、搬出に関する経費は補助対象としておりません。</p> <p>対象：保育(伐捨)間伐 3～12齢級(11～60年生)の人工林 対象：利用間伐 3～12齢級(11～60年生)の人工林 補助金額：補助対象事業費(県標準単価)の78%までの額から国・県造林補助金額を差し引いた残りの額 ★市補助金額：県標準単価×78%－国・県補助金＝19,000円/ha～76,000円/ha(間伐率は30%以上)</p> <p>※森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が実施する国・県造林事業を受けて行った間伐に対して、補助対象事業費(県標準単価)の78%までの補助金額から国・県造林補助金額を差し引いた残りの金額を交付します。</p>
除伐	<p>対象：3～5齢級の森林(11～25年生)の人工林（刈払機） ★補助率及び補助金額 186,300円/ha×68% → 126,684円/ha ※補助により下刈りをした場合は、その翌年度から2年以上経過しないと除伐の補助金が交付されません。</p>	除伐	<p>森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が実施する除伐について、所有者の負担金を軽減しています。 対象：3～5齢級の森林(11～25年生)の人工林 補助金額：補助対象事業費(県標準単価)の90%まで額から国・県造林補助金額を差し引いた残りの額 ★市補助金額：186,300円/ha×90%－国・県補助金(126,684円/ha)＝40,000円/ha</p>
作業道	<p>◇間伐・再造林作業道 ★補助率：①搬出間伐作業面積1ha以上：補助対象事業費×80% ②既設作業道改良：県補助対象事業費×80% 改良後2年以内に0.1ha以上の施業すること。 (1箇所事業費 200,000円以上) ※間伐などの施業は、計画路線の完了後2年以内に実施すること(森林経営計画に基づくもの計画期間内)。 ◇森林管理路緊急整備事業 ※間伐作業道の採択要件を満たさないものに限る。(森林経営計画の策定がなくても、採択可能) ★補助金額：作業路 幅員3.0m:1,600円/m 幅員2.5m:1,400円/m 幅員2.0m:1,400円/m 作業歩道 300円/m</p>	作業道	<p>災害に強い森林づくりを進めるため、間伐に必要な作業道の開設を支援する。 対象：間伐のための作業道開設 補助金額：補助対象事業費の90%までの額から国・県造林補助金額を差し引いた残りの額 間伐作業道：★市補助金額：県補助対象事業費×90%－国・県補助金 (再造林作業道は、市嵩上げ補助対象外) ※森林経営計画策定森林が対象となります。 ※森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が実施した場合は、補助対象となる事業費と補助金の差額が負担金となります。</p>
再造林	<p>◇人工造林：1,000本/ha以上 地植え+植栽(針葉樹) ★補助金額：615,315円/ha ◇下刈：1～2齢級の森林(1～10年生) ★補助金額：171,855円/ha(全刈り) ※2齢級は1回のみ ◇雪起こし：1～5齢級の森林(1～25年生) ★補助金額：191,900円/ha～ ★補助率及び補助金額：県標準単価×面積×95%※ ※主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行わなかった場合は85%</p>	再造林	<p>◇人工造林：1,000本/ha以上植栽 ★市補助金額：32,000円/ha(1,000本/ha地植え+植栽(針葉樹)の場合) ◇下刈：1齢級の森林(1～5年生) ★市補助金額：9,000円/ha ◇雪起こし：1齢級の森林(1～5年生) ★市補助金額：10,000円/ha ★市補助金額：【主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等実施】県標準単価×面積×100%-国・県補助金(県標準単価×面積×95%) 【主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等未実施】県標準単価×面積×90%-国・県補助金(県標準単価×面積×85%)</p>
その他	<p>◇自伐林家型地域森林整備事業(国補助事業対象外の森林に対する県補助) 施行地面積0.05haかつ申請面積の合計0.1ha以上の森林で実施する人工造林、下刈り・雪起こし等の保育、除伐、保育間伐・搬出間伐、施業と一体で行う森林作業道整備及び獣害防除、対象森林の測量等経費 所有森林面積50ha未満の中小規模森林所有者が対象 ★補助率及び補助金額：県標準単価×面積×50% ◇鳥獣被害防護施設 新植、補植と一体的に設置する忌避剤、幼齢木保護、防護柵については、補助率100% ★補助金額：忌避剤(コニファー水和剤相当品 塗布本数2,000本/ha)68,400円/ha 幼齢木保護(チューブタイプ(耐雪仕様) 2,000本/ha)2,015,300円/ha 防護柵(スカートネットあり 10m)19,700円/10m ※その他補助対象となる森林施業(枝打ち・更新伐等)が多数ありますので、飛騨農林事務所林業課まで、お問い合わせください。 *補助金額は参考値です。諸経費や手数料等により実施は異なる事があります。</p>	その他	<p>◇自伐林家型地域森林整備事業 人工造林：1,000本/ha以上植栽 下刈り：1～2齢級(1～10年生) 雪起こし：1～5齢級(1～25年生) 除伐：3～5齢級(11～25年生) 保育間伐：3～7齢級(11～35年生) 搬出間伐：3～12齢級(11～60年生) 獣害防除 森林作業道整備(開設延長50m以下) 測量・調査委託の場合 他 ★市補助金額：県標準単価×面積×60%(県補助率50%+市嵩上げ補助率10%)</p> <p style="text-align: center;">市嵩上げ無し</p>

高山市の補助金(市単独の補助金)			
間伐材集運	<p>◇間伐材利用促進事業 森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が、間伐事業地から木材市場までの間伐材の集運に関する経費の補助 ★補助金額：間伐材1mあたり 1,500円以内 ※間伐材の市場や製材工場への出荷伝票、受入証明書等で補助金を計算します。また、予算状況により単価が変動(減額)する場合があります。</p> <p>◇未利用資源活用促進事業 <集運型> 森林組合、生産森林組合、林業者が組織する団体、森林所有者、林業事業者又は林業を営む会社が、間伐事業地からペレット工場、チップ工場等までの間伐材(小径木・曲材・短材等)の集運に関する経費の補助 ★補助金額：間伐材1m(t)あたり 2,000円以内 <買取り型> 市内の間伐事業地から生産された素材を対象に、市内のペレット工場、チップ工場等が間伐実施事業地から個人により集運された間伐材を買取る経費の補助 ★補助金額：間伐材1m(t)あたり 3,000円以内 ※ペレット工場、チップ工場等への出荷伝票、受入証明書等で補助金を計算します。また、予算状況により単価が変動(減額)する場合があります。</p>	作業道	<p>◇軽作業道開設事業 岐阜県森林管理路緊急整備事業で採択されなかった間伐を行うための軽作業道開設に関する経費の補助 ★補助金額：幅員に応じて、1mあたり 300円～1,600円</p>
注意事項	<p>※金額には、諸掛率が含まれていません。別途、諸掛率(1.00～1.31)を乗じた金額が加算されます。 ※市補助金額は、千円単位で切り捨てです。国・県補助金額は、円単位まで補助します。 ※国・県の補助事業は、1事業地の面積が0.1ha以上であり、かつ、1事業主体が1年間で補助申請する面積の合計が0.5ha以上あることが必要です。 ※国・県の補助事業は、森林所有者自らが森林整備を実施したものにも交付されますが、森林組合等の林業事業者との長期の委託契約を結んでいる森林の場合は、森林組合等の林業事業者が実施しなければ補助対象となりません。 ※補助金額等は、令和5年度標準単価より試算したものであり、実際の補助金額とは多少異なる場合があります。また、事業によっては森林国営保険への加入が義務になっているもの(間伐は必須)がありますので、別途保険料をお支払い頂く必要があります。 ※自分の所有山林の位置等が不明な場合は、山の図面が岐阜県飛騨農林事務所、高山市役所・高山市各支所にありますのでお問合せください。</p>	その他	<p>◇森林保育促進事業 県の補助事業の対象とならない0.05ha以上0.1ha未満の枝打ちを補助対象とする。 枝打ち(75%以上の実施)：3～6齢級(11～30年生) ★補助金額：県標準単価×面積×60% = 118,000円/ha 参考：2,500(本/ha)植え、打高2.0m以下、実行率75%以上の場合の額 施業地の状況等により金額は変わります。詳しくは森林政策課へお問い合わせください。</p> <p>◇小規模森林整備事業 (国・県事業の補助対象外である小さい森林に対する補助) 0.05ha以上0.1ha未満の小規模な森林で実施する植栽・人工林の保育・育成天然林改良に対して県標準単価の60%を補助、ただし、林の縁から概ね100m以内の森林(里山森林)を補助対象としています。 植栽：2,000本/ha以上植栽 下刈り：1～2齢級(1～10年生) 雪起こし：1～5齢級(1～25年生) 除伐：3～5齢級(11～25年生) 間伐(30%以上)：3～12齢級(11～60年生) 枝打ち(75%以上)：3～6齢級(11～30年生) 育天：3～12齢級(11～60年生) ★補助金額：県標準単価×面積×60%</p>
合おせ問	<p>国・県補助事業に関する事 → 岐阜県飛騨農林事務所 林業課 電話0577-33-1111(内線493) 高山市補助金に関する事 → 高山市 森林・環境政策部 森林政策課 電話0577-32-3333(内線2632)</p>		